

1 議案名

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令について

2 制定理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、辞令書に記載する管理監督職勤務上限年齢による降任等及び定年前再任用短時間勤務職員に係る発令の形式を定める等の必要がある。

教育政策課

職員の人事取扱規程の一部改正について

教育政策課

1 職員の人事取扱規程（昭和51年徳島県教育委員会訓令第1号）について

この規程は、法令その他別に定めるものを除くほか、職員の任免等の発令の形式その他人事の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 訓令改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、管理監督職勤務上限年齢制（※1）や定年前再任用短時間勤務制（※2）が導入されたこと等に伴い、辞令書に記載する発令の形式について所要の改正を行う必要がある。

（※1）管理監督職勤務上限年齢制とは、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させる制度をいう。

（※2）定年前再任用短時間勤務制とは、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職（任期は本人の定年年齢まで）に採用することができる制度をいう。なお、定年引上げ期間中においては、現行と同様の暫定的な再任用制度が措置されており、本人の定年年齢から65歳までは、暫定再任用職員として勤務することができる。

3 訓令改正の概要

- （1）管理監督職勤務上限年齢による降任等に係る降任等の発令の形式を定めることとする。（改正後の別表の21の項関係）
- （2）定年前再任用短時間勤務職員に係る採用等の発令の形式を定めることとする。（改正後の別表の39の項関係）
- （3）その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日（等）

令和5年4月1日（地方公務員法の一部改正及び定年延長関係条例の施行の日）
令和14年3月31日までの間における暫定再任用職員に係る採用等の発令の形式を定めることとする。

条例等立案表

<p>題名 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 近藤 渚</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、辞令書に記載する管理監督職務上限年齢による降任等及び定年前再任用短時間勤務職員に係る発令の形式を定める等の必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 管理監督職務上限年齢による降任等に係る次の発令の形式を定めることとした。 <ol style="list-style-type: none"> 1 降任等に係る発令の形式 2 異動期間の延長に係る発令の形式 二 定年前再任用短時間勤務職員に係る次の発令の形式を定めることとした。 <ol style="list-style-type: none"> 1 採用に係る発令の形式 2 任期満了による退職に係る発令の形式 三 その他所要の改正を行うこととした。 四 この訓令は、令和五年四月一日から施行することとした。 五 令和十四年三月三十一日までの間における暫定再任用職員に係る次の発令の形式を定めることとした。 <ol style="list-style-type: none"> 1 採用に係る発令の形式 2 任期の更新に係る発令の形式 3 任期満了による退職に係る発令の形式
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員」に、「指定医師の健康診断書及び市町村長の発行する身分証明書」を「及び医師の健康診断書」に改める。

別表の1の項及び同表の2の項を次のように改める。

1 採用		
(1) 事務局関係		
イ 役付職員	氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事）に任命する（課等の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する	担当事務を指定する場合は，補職発令の役職名の次に「（何担当）」を付記するものとする。（以下同じ。）
ロ 一般職員	氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事）に任命する（職名）に補する （課等の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する	
(2) 教育機関（学校を除く。以下同じ。）関係	氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する （教育機関の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する	
イ 役付職員	氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員，	
ロ 一般職員	氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員，	

	<p>専門職員) に任命する (職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>
<p>(3) 県立学校関係 イ 校長等</p>	<p>氏 名 徳島県公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>
<p>ロ 主任寄宿舎指導員等</p>	<p>氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習主任, 実習助手) を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>
<p>ハ 講師等</p>	<p>氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県立何学校講師 (養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手) を命ずる ただし, その期間は何年何月何日までとする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>
<p>ニ 事務職員等 (イ) 役付職員</p>	<p>氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する 任用期間満了の際は別に発令することなく その職を失うものとする</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>氏 名 徳島県公立学校事務職員 (技術職員) に任命する 徳島県立何学校 (役職名) に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>

	徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する （職名）に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する
(ハ) 技能労務職員	氏 名 徳島県立何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する
(4) 小・中学校関係	
イ 校長等	氏 名 徳島県何市（何郡何町（村））公立学校長（副校長，教頭，教員）に任命する 徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する
ロ 講師等	氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）を命ずる ただし，その期間は何年何月何日までとする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する
ハ 事務職員等	氏 名 徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する 徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する
	氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる ただし，その期間は何年何月何日までとする

	<p>何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>2 昇任 (1) 事務局関係 (2) 教育機関関係] 共通 イ 役付職員への昇任</p>	<p>職 氏 名 (課等又は教育機関の名称、役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名 (職名) に補する (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	<p>給料表の適用に異動がある場合は、「何級」を「何職給料表何級」とする。(以下同じ。)</p>
<p>ロ その他</p>	<p>職 氏 名 (職名) に補する (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>(3) 県立学校関係 イ 校長等への昇任</p>	<p>職 氏 名 その職を免じ徳島県公立学校長 (副校長、教頭) に任命する 徳島県立何学校長 (副校長、教頭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名 徳島県立何学校主任 寄宿舎指導員 (実習主任) を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>ロ 主任寄宿舎指導員等への昇任</p>	<p>職 氏 名 徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名 (職名) に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>ハ 事務長等への昇任</p>	<p>職 氏 名 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名 (職名) に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等への昇任</p>	<p>職 氏 名 その職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村))</p>	

<p>ロ 事務長等への昇任</p>	<p>) 公立学校長 (副校長, 教頭) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭) に補する 何級に決定する 何号俸を給する 職 氏 名 その職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村))) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する 何級に決定する 何号俸を給する</p>
<p>別表の5の項の種類 5 併任 (1) 役付職員 (2) 一般職員</p>	<p>別表の5の項の種類及び昇任の条件を定める。 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事) に併任する (課等の名称, 役職名) に補する 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 (教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する (教育機関の名称, 役職名) に補する 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事) に併任する (職名) に補する (課等の名称) 勤務を命ずる 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 (教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する (職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 給料は支給しない</p>
<p>別表の6の項の種類 6 併任の解除</p>	<p>別表の6の項の種類及び昇任の条件を定める。 併任 職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事)</p>

	， 社会教育主事）の併任を免ざる 併任 職 （教育機関の名称）事務職員（技術職員， 専門職員）の 併任を免ざる	氏 名
--	--	-----

別表中7の項から9の項までは9の項の次に次のように記載する。

7 充て指導主事	他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局指導主事に充てる （課等の名称， 役職名）に補する 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局指導主事に充てる （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる 徳島県教育委員会事務局充て指導主事 氏 名	
8 充て指導主事の解除	本職を免ざる	

別表の10の項の種類の種類及び昇任の条件の欄に次のように記載し、 回数と回数分の6の項と
する。

9 配置換え	共通 （1） 事務局関係 （2） 教育機関関係 イ 役付職員 ロ 一般職員	職 氏 名
		（課等又は教育機関の名称， 役職名）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する）
		（ 職名 ）に補する （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）
(3) 県立学校関係		職 氏 名
イ 校長等		徳島県立何学校長（副校長， 教頭， 主幹教諭， 指導教諭 ， 教諭， 養護教諭， 栄養教諭）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する）
ロ 主任寄宿舎指導 員等		氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員（寄宿舎指導員， 実習 主任， 実習助手， 講師， 養護助教諭）を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）

<p>ハ 事務職員 (イ) 役付職員</p>	<p>職 氏 名 徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>職 氏 名 ((職名) に補する) 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<p>(4) 小・中学校関係 イ 他市町村公立学 校への配置換え (イ) 校長等</p>	<p>職 氏 名 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) (給料は従前のおり)</p>
<p>(ロ) 事務職員等</p>	<p>職 氏 名 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) (給料は従前のおり)</p>
<p>ロ 同市町村公立学 校への配置換え (イ) 校長等</p>	<p>職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<p>(ロ) 事務職員等</p>	<p>職 氏 名</p>

徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する
 （何級に決定する）
 （何号俸を給する）

別表の11の項を次のように改め、回頁を回表の10の項とする。

10 兼務

- (1) 事務局関係
 (2) 教育機関関係] 共通

イ 役付職員

職 氏 名
 （課等又は教育機関の名称、役職名）に兼
 ねて補する

同一辞令に
 よって同一
 機関内の役

職 氏 名
 （課等又は教育機関の名称、役職名）兼（
 課等又は教育機関の名称、役職名）に補す
 る

付職を兼務
 する場合は
 ，兼務役職
 名の課等又

ロ 一般職員

職 氏 名
 （課等又は教育機関の名称）兼務を命ずる
 職 氏 名
 （課等又は教育機関の名称）兼（課等又は
 教育機関の名称）勤務を命ずる

は教育機関
 名を省略す
 ることができ
 る。

- (3) 県立学校関係

イ 校長等

職 氏 名
 徳島県立何学校長（副校長，教頭，主幹教
 諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭
 ）に兼ねて補する

ロ 主任寄宿舎指導
 員等

職 氏 名
 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員（寄宿舎
 指導員，実習主任，実習助手，講師，養護
 助教諭）兼務を命ずる

ハ 事務職員等

(イ) 役付職員

(ロ) 一般職員

(ハ) 技能労務職員

職 氏 名
 徳島県立何学校（役職名）に兼ねて補する
 職 氏 名
 徳島県立何学校兼務を命ずる
 職 氏 名
 徳島県立何学校（職名）兼務を命ずる

- (4) 小・中学校関係

イ 校長等

職 氏 名
 徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（
 副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭
 ，養護教諭，栄養教諭）に兼ねて補する

ロ 講師等	職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校講師 (養護助教諭) 兼務を命ずる (ただし, その期間は何年何月何日までと する)
ハ 事務職員等	職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校兼務 を命ずる

別表の12の項の種類欄及び第5条の第2項の欄を次のように定める。 回頁を回表の11の項と
する。

11 兼務の解除

(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 イ 役付職員 ロ 一般職員	共 通 職 氏 名 (課等又は教育機関の名称, 役職名) の兼任補職を免ず る 職 氏 名 (課等又は教育機関の名称) 兼務を免ずる
(3) 県立学校関係 イ 校長等 ロ 主任寄宿舎指導 員等	職 氏 名 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭 , 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) の兼任補職を免ずる 職 氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習 主任, 実習助手, 講師, 養護助教諭) 兼務を免ずる
ハ 事務職員等 (イ) 役付職員 (ロ) 一般職員 (ハ) 技能労務職員	職 氏 名 徳島県立何学校 (役職名) の兼任補職を免ずる 職 氏 名 徳島県立何学校兼務を免ずる 職 氏 名 徳島県立何学校 (職名) 兼務を免ずる
(4) 小・中学校関係 イ 校長等 ロ 講師等	職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭 , 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) の 兼任補職を免ずる 職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校講師 (養護助教諭) 兼務を免ずる

ハ 事務職員等	職	氏名
	徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校兼務を免ずる	
	<p>「 同表の13の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の21の箇中「課」や「課等」及び「徳島立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の19の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>

職	氏名	氏名	氏名
<p>「 同表の13の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の21の箇中「課」や「課等」及び「徳島立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の19の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>

職	氏名	氏名	氏名
<p>第28条第2項第何号に掲げ 同法及び職員の分限に関する 基づき引き続き何年何月何日 までの何分の何を給するの 給与は従前のとおり しない。</p>	<p>「 同表の13の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の21の箇中「課」や「課等」及び「徳島立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の19の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>

別表の20の項の種類の種類及び発令の形式の欄を次のように改め、同項を同表の19の項とす。

19 復職	職	氏名	氏名
<p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 } 共 通</p>	<p>「 同表の13の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の21の箇中「課」や「課等」及び「徳島立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の19の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>	<p>「 同表の15の箇中「課」や「課等」及び「徳島県立何学校事務長」や「徳島県立何学校（役職名）」並びに「 同表の17の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の18の箇中「市町村派遣」や「地方公共団体派遣」並びに「 同表の17の箇中 同表の19の箇中</p>

ロ 一般職員	(何号俸を給する) 休職 職 復職を命ずる (職名に補する) (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏	名
(3) 県立学校関係			
イ 校長等	復職を命ずる 休職 職 氏 名 復職を命ずる 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 休職 職 氏 名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)		
ロ 主任寄宿舎指導員等			
ハ 事務職員等			
(イ) 役付職員	復職を命ずる 休職 職 氏 名 復職を命ずる 徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 休職 職 氏 名		
(ロ) 一般職員	復職を命ずる ((職名) に補する) 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) 休職 職 氏 名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) 休職 職 氏 名		
(ハ) 技能労務職員			
(4) 小・中学校関係			
イ 校長等	休職 職 氏 名 復職を命ずる 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する		

別表の21の項の種類の欄及びその注の注の欄を次のように定め、同項を別表の20の項とする。

<p>ロ 事務職員等</p>	<p>(何級に決定する) (何号俸を給する) 休職 職 復職を命ずる 徳島県何市(何郡何町(村)) 何学校(職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	<p>氏 名</p>
<p>20 降任 (1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 イ 役付職員から役付職員 ロ 役付職員から一般職員</p>	<p>共 通 地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき(課等又は教育機関の名称、役職名)を免じ(課等又は教育機関の名称、役職名)に補する(何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名 地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき(課等又は教育機関の名称、役職名)を免じ(職名)に補する(課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる(何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名</p>	<p>氏 名</p>
<p>ハ 一般職員から一般職員 (3) 県立学校関係</p>	<p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき(職名)を免じ(職名)に補する(課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる(何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名 地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県公立学校副校長(教頭, 教員)に任命する 徳島県立何学校副校長(教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏 名</p>	<p>氏 名</p>

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により
同項の規定に基づきその職を免じ徳島県立何学校寄宿舎
指導員（実習助手）を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏 名

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により
同項の規定に基づき徳島県立何学校（役職名）を免じ徳
島県立何学校（役職名）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏 名

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により
同項の規定に基づき徳島県立何学校（役職名）を免じ（
職名）に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏 名

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により
同項の規定に基づき（職名）を免じ（職名）に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏 名

(4) 小・中学校関係

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により
同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（
村））公立学校副校長（教頭，教員）に任命する
徳島県何市（何郡何町（村））何学校副校長（教頭，主
幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補す
る
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏 名

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により
同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（
村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

別表中22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>23 管理監督職勤務上限年齢による降任等</p>	<p>(1) 降任等</p>	<p>イ 事務局関係 ロ 教育機関関係 （イ） 役付職員から役付職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき（課等又は教育機関の名称、役職名）を免じ（課等又は教育機関の名称、役職名）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する）</p>
<p>(ロ) 役付職員から一般職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき（課等又は教育機関の名称、役職名）を免じ（職名）に補する （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）</p>		
<p>ハ 県立学校関係</p>	<p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき本職を免じ徳島県公立学校教員に任命する 徳島県立何学校主幹教諭（指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する）</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき徳島県立何学校（役職名）を免じ徳島県立何学校（役職名）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する）</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき徳島県立何学校（役職名）を免じ（職名）に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる （何級に決定する）</p>		

<p>ニ 小・中学校関係</p>	<p>(何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学校教員に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校主幹教諭(指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学校事務職員(栄養職員)に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の5第何項の規定に基づき異動期間を何年何月何日まで延長する</p>	<p>別表中41の項を削り、40の項をそのまゝとし、39の項を次のように改め、 41の項を41の項とす。</p>
<p>41 定年前再任用短時間勤務職員 (1) 再任用 イ 事務局関係 ロ 役付職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員(技術職員)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする (課等の名称, 役職名)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員(</p>	<p>別表中41の項を削り、40の項をそのまゝとし、39の項を次のように改め、 41の項を41の項とす。</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員(</p>	<p>別表中41の項を削り、40の項をそのまゝとし、39の項を次のように改め、 41の項を41の項とす。</p>

	技術職員)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする (職名)に補する (課等の名称)勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	
ロ 教育機関関係 (イ) 役付職員	氏 名 地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき(教育機関の名称)事務職員(技術 職員, 専門職員)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする (教育機関の名称, 役職名)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(ロ) 一般職員	氏 名 地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき(教育機関の名称)事務職員(技術 職員, 専門職員)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする (職名)に補する (教育機関の名称)勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
ハ、 県立学校関係 (イ) 教諭等	氏 名 地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県公立学校教員に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭(養護教諭, 栄養教諭)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(ロ) 寄宿舎指導員 等	氏 名 地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員(実習 助手)を命ずる 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名

(ハ) 事務職員

氏 名

地方公務員法第22条の4第1項の規定に
基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員
）に任命する
1週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県立何学校（役職名）に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

氏 名

地方公務員法第22条の4第1項の規定に
基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員
）に任命する
1週間当たり何時間何分勤務とする
（職名）に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

(ニ) 技能労務職員

氏 名

地方公務員法第22条の4第1項の規定に
基づき徳島県立何学校（職名）を命ずる
1週間当たり何時間何分勤務とする
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

二 小・中学校関係

(イ) 教諭等

氏 名

地方公務員法第22条の4第1項の規定に
基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立
学校教諭に任命する
1週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭
（養護教諭，栄養教諭）に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

(ロ) 事務職員等

氏 名

地方公務員法第22条の4第1項の規定に
基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立
学校事務職員（栄養職員）に任命する
1週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職
名）に補する

<p>ニ 小・中学校関係</p> <p>(イ) 講師等</p>	<p>徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する （職名）に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法第26条の6第7項第何号の規定に基づき 徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ロ) 事務職員等</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき 徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(2) 任期の更新</p> <p>イ 事務局関係 ロ 教育機関関係 } 共通</p> <p>ハ、県立学校関係</p> <p>(イ) 講師等</p> <p>(ロ) 事務職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>（（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる） 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する</p> <p>（徳島県立何学校勤務を命ずる） 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する</p>
<p>ニ 小・中学校関係</p> <p>(3) 任期満了による退職</p>	<p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第26条の6第7項第何号の規定による任期の満了により本職（その職）を免ずる</p>

別表の36の項の種類の欄及び発令の形式の欄を次のように改め、' 回頁を回表の38の項と

<p>38 育児休業に伴う任期付採用職員 (1) 採用</p>	
<p>イ 事務局関係</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員(技術職員)に任命する (職名)に補する (課等の名称)勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>ロ 教育機関関係</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき(教育機関の名称)事務職員(技術職員)に任命する (職名)に補する (教育機関の名称)勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>ハ 県立学校関係 (イ) 講師等</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき徳島県立何学校講師(養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手)を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ロ) 事務職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員)に任命する (職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>ニ 小・中学校関係</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員)に任命する (職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>

<p>(1) 講師等</p>	<p align="right">氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき徳島県何市(何郡何町(村))何学校講師(養護助教諭)を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p align="right">氏 名</p>
<p>(2) 事務職員等</p>	<p align="right">氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p align="right">氏 名</p>
<p>(2) 任期の更新</p> <p>イ 事務局関係 ロ 教育機関関係 } 共通</p> <p>ハ 県立学校関係</p> <p>(イ) 講師等</p> <p>(ロ) 事務職員</p>	<p align="right">氏 名</p> <p>(課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる)</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p align="right">氏 名</p> <p align="right">氏 名</p> <p>(徳島県立何学校勤務を命ずる)</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p align="right">氏 名</p>
<p>ニ 小・中学校関係</p> <p>(3) 任期満了による退職</p>	<p align="right">氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p align="right">氏 名</p> <p align="right">氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p align="right">氏 名</p>
<p>別表第55の項を39の項として 37 産前産後休暇に伴う 任期付採用職員 (1) 県立学校関係</p>	<p align="right">氏 名</p> <p>回頁の次に次のように記す。</p> <p align="right">氏 名</p> <p align="right">氏 名</p> <p>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定に基</p>

<p>(2) 小・中学校関係</p>	<p>つき徳島県立何学校講師（養護助教諭，寄宿舎指導員，実習助手）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p>	
--------------------	--	--

<p>25 定年退職の特例</p> <p>(1) 定年退職の特例による勤務</p> <p>(2) 定年退職の特例の期限の延長</p> <p>(3) 定年退職の特例の期限の繰上げ</p>	<p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第1項の規定に基づき何年何月何日まで引き続き勤務を命ずる</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第2項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日まで延長する</p> <p>職 氏 名</p> <p>職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日に繰り上げる</p>	
--	---	--

<p>(4) 定年退職の特例が適用されない職員への転任等</p> <p>(5) 定年退職の特例の期限の到来</p>	<p>職 氏 名</p> <p>定年退職の特例が適用されない職員となつた</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第何項の規定に基づき定年退職の特例の期限の到来により本職を免ずる</p>	
---	---	--

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員に交付する辞令書に記載する発令の形式は、職員の人事取扱規程別表に定めるもののほか、次の表の例示によるものとする。

種 類	発 令 の 形 式	摘 要
<p>暫定再任用職員</p> <p>1 再任用</p> <p>(1) 事務局関係</p> <p>イ 役付職員</p> <p>ロ 一般職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する</p> <p>1 週間当たり何時間何分勤務とする （課等の名称、役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する</p> <p>1 週間当たり何時間何分勤務とする （職名）に補する （課等の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する</p>	<p>勤務形態が常時勤務の場合には、1週間当たりの勤務時間を記載しないものとする。（以下同じ。）</p> <p>担当事務を指定する場合は、補職発令の役職名の次に「（何担当）」を付記するものとする。（以下同じ。）</p>

<p>(2) 教育機関関係 イ 役付職員</p>	<p>任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき（教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する</p> <p>1 週間当たり何時間何分勤務とする （教育機関の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>ロ 一般職員</p> <p>(3) 県立学校関係 イ 教諭等</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき（教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する</p> <p>1 週間当たり何時間何分勤務とする （職名）に補する （教育機関の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校教員に任命する</p> <p>1 週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する 何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員（実習助手）を命ずる</p> <p>1 週間当たり何時間何分勤務とする</p>

ハ 事務職員等 (イ) 役付職員	何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(ロ) 一般職員	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校（役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(ハ) 技能労務職員	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする （職名）に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(4) 小・中学校関係 イ 教諭等	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立学校教員に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭	氏 名

ロ 事務職員等	<p>(養護教諭, 栄養教諭) に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項 (第6条第何項) の規定に基づき徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>
2 任期の更新	
(1) 事務局関係] 共通	
(2) 教育機関関係] 通	
イ 役付職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1週間当たり何時間何分勤務とする) ((課等又は教育機関の名称, 役職名) に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
ロ 一般職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1週間当たり何時間何分勤務とする) ((課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(3) 県立学校関係 イ 教諭等	<p>職 氏 名</p> <p>(1週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校教諭 (養護教諭, 栄養教諭)</p>

	論) に補する) 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
ロ 寄宿舎指導員等	地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する	職 氏 名	
	(1週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校寄宿舎指導員 (実習助手) を命ずる)		
ハ 事務職員等	地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する	職 氏 名	
(イ) 役付職員	(1週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校 (役職名) に補する) 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
(ロ) 一般職員	地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する	職 氏 名	
	(1週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校勤務を命ずる)		
(ハ) 技能労務職員	地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する	職 氏 名	
	(1週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校 (職名) を命ずる) 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		

<p>(4) 小・中学校関係 イ 教諭等</p> <p>ロ 事務職員等</p> <p>4 任期満了による退職</p> <p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 (3) 県立学校関係 共通</p> <p>(4) 小・中学校関係</p>	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県何市(何郡何町(村))何学校教諭(養護教諭, 栄養教諭)に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項(第6条第何項)の規定による任期の満了により本職を免ずる</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定による任期の満了により本職を免ずる</p>	
---	--	--

職員の人事取扱規程（昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第一号） 新旧対照表

改 正 案			現 行		
<p>(内申)</p> <p>第二条 所属長において<u>技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員の採用を必要とするときは、所属長において選考の上、理由書、履歴書及び医師の健康診断書</u> _____を添えて内申することができる。</p>			<p>(内申)</p> <p>第二条 所属長において<u>単純な労務に雇用される職員</u> _____の採用を必要とするときは、所属長において選考の上、理由書、履歴書、<u>指定医師の健康診断書及び市町村長の発行する身分証明書</u>を添えて内申することができる。</p>		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
種類	発令の形式	摘要	種類	発令の形式	摘要
1 採用 (i) 事務局関係 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		1 採用 (i) 事務局関係 <u>イ 指導主事</u>	_____ 氏名 徳島県教育委員会事務局 指導主事に任命する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 何課（室）勤務を命ずる	
<u>イ 役付職員</u>	<u>(削除)</u>		<u>ロ 役付職員</u>	_____ 氏名 徳島県教育委員会事務局 事務職員に任命する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 副教育長に補する	
	<u>(削除)</u>			_____ 氏名 徳島県教育委員会事務局 指導主事に充てる （何課（室）役職名）に補する	
	_____ 氏名 徳島県教育委員会事務局 事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事） に任命する （課等の名称，役職名） に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する	担当事務を指定する場合は， <u>補職発令の役職名の次に「(何担当)」を付記するものとする。</u> （以		_____ 氏名 徳島県教育委員会事務局 事務（技術）職員 に任命する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する （何課（室）役職名）に補する	主幹についてその担当事務を指定する場合は， <u>補職発令の役職名の次に「(何担当)」を付記する</u>

ものとする。
なお、事務局、教育機関、
県立学校の主任又はこれに
相当する職、主任主事、
主任学芸員及び主任司書に
ついては一般職員に準ずる。
(以下同じ。)

下同じ。
)

ロ 一般
職員

氏名

徳島県教育委員会事務局
事務職員(技術職員、指
導主事、社会教育主事)
に任命する
(職名)に補する
(課等の名称)勤務を命
ずる
何職給料表何級に決定す
る
(削除)

(削除)

(2) 教育
機関(学校を
除く。以下同
じ。)関係
(削除)

(削除)

ハ 一般
職員

氏名

徳島県教育委員会事務局
事務(技術)職員
に任命する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
主事に補する
何課(室)勤務を命ずる

ニ その
他

氏名

徳島県教育委員会事務局
技師(運転)技師(業務
)を命ずる
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
何課(室)勤務を命ずる

(2) 教育
機関(学校を
除く。以下同
じ。)関係

イ 教育
機関の
長

氏名

(教育機関の種類(名称
)長に任命する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

イ 役付 職員	氏名 <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に任命する</u> <u>(教育機関の名称, 役職名) に補する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u>	ロ 役付 職員	<u>((教育機関の名称) 長に補する)</u> 氏名 <u>(教育機関の種類 (名称)) 事務 (技術・専門) 職員に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>(教育機関の名称・役職名) に補する</u>
ロ 一般 職員	氏名 <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に任命する</u> <u>(職名) に補する</u> <u>(教育機関の名称) 勤務を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u>	ハ 一般 職員	氏名 <u>(教育機関の種類 (名称)) 事務 (技術・専門) 職員に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事 (司書, 学芸員) に補する</u> <u>((教育機関の名称) 勤務を命ずる)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ニ その他	氏名 <u>(教育機関の種類 (名称)) 技師 (運転) (技師 (業務)) を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>((教育機関の名称) 勤務を命ずる)</u>
(3) 県立 学校関係 イ 校長 等	氏名 <u>徳島県公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する</u> <u>徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u>	(3) 県立 学校関係 イ 校長	氏名 <u>徳島県公立学校長</u> <u>_____に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県立何学校長に補する</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ロ 副校長	氏名 <u>徳島県公立学校副校長に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u>

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ハ 教頭	<u>何号俸を給する</u> <u>徳島県立何学校副校長を</u> <u>補する</u>	氏名
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ニ 教諭	<u>徳島県公立学校教頭に任</u> <u>命する</u> <u>何職給料表何級に決定す</u> <u>る</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県立何学校教頭に補</u> <u>する</u>	氏名
ロ 主任 寄宿舎 指導員 等	氏名 <u>徳島県立何学校主任寄宿</u> <u>舎指導員（寄宿舎指導員</u> <u>、実習主任、実習助手）</u> <u>_____を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定す</u> <u>る</u> <u>何号俸を給する</u>	ホ 助教 諭等	氏名 <u>徳島県立何学校助教諭（</u> <u>養護助教諭，講師，主任</u> <u>寄宿舎指導員，寄宿舎指</u> <u>導員，実習主任，実習助</u> <u>手）を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定す</u> <u>る</u> <u>何号俸を給する</u>	氏名
ハ 講師 等	氏名 <u>地方公務員法第 2 2 条の</u> <u>3 第 1 項の規定に基づき</u> <u>徳島県立何学校講師（養</u> <u>護助教諭，寄宿舎指導員</u> <u>、実習助手）を命ずる</u> <u>ただし，その期間は何年</u> <u>何月何日までとする</u> <u>何職給料表何級に決定す</u> <u>る</u> <u>何号俸を給する</u> 氏名 <u>地方公務員法第 2 2 条の</u> <u>3 第 1 項の規定に基づき</u> <u>任期を何年何月何日まで</u> <u>更新する</u> <u>任用期間満了の際は別に</u> <u>発令することなくその職</u> <u>を失うものとする</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u>	氏名 <u>_____を命ずる</u> <u>ただし，その期間は何年</u> <u>何月何日までとする</u> <u>何職給料表何級に決定す</u> <u>る</u> <u>何号俸を給する</u> <u>(新設)</u>	氏名
			氏名 <u>徳島県立何学校講師（非</u>	

(削除)

(削除)

ニ 事務
職員等

(イ) 役
付職
員

氏名

徳島県公立学校事務職員
(技術職員)に任命する
徳島県立何学校(役職名)
に補する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

(ロ) 一
般職
員

氏名

徳島県公立学校事務職員
(技術職員)に任命する
(職名)に補する
徳島県立何学校勤務を命
ずる
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

(ハ) 技
能労
務職
員

氏名

徳島県立何学校(職名)

_____を命
ずる
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

(4) 小・
中学校
関係
イ 校長
等

氏名

徳島県何市(何郡何町(

常勤)を委嘱する
ただし、その期間は何年
何月何日までとする
(給料月額何円を給する
)
(講義1時間につき何円
を給する)
(月手当何円を給する)
(給料は支給しない)

△ その
他

氏名

徳島県立何寮舎監(嘱託
員)を命ずる
ただし、その任用期間は
何年何月何日から何年何
月何日までとする
報酬月額何円を給する

ト 事務
職員等

(イ) 役
付職
員

氏名

徳島県公立学校事務(技
術)職員に任命する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
徳島県立何学校(主査兼
)事務長に補する

(ロ) 一
般職
員

氏名

徳島県公立学校事務(技
術)職員に任命する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
主事、司書に補する
徳島県立何学校勤務を命
ずる

(ハ) そ
の他

氏名

徳島県立何学校技師(介
助)(技師(実習))(
技師(業務))(技師(
調理))(技師(炊事)
) (技師(運転))を命
ずる
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

(4) 小・
中学校
関係
イ 校長

氏名

徳島県何郡(市)何町(

村) 公立学校長(副校長, 教頭, 教員)に任命する
徳島県何市(何郡何町(村))何学校長(副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

ロ 講師等

氏名
地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき
徳島県何市(何郡何町(村))何学校講師(養護助教諭)を命ずる
ただし, その期間は何年何月何日までとする
何職給料表何級に決定す

村) 公立学校長
に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
徳島県何郡(市)何町(村)何学校長に補する

リ 副校長

氏名

徳島県何郡(市)何町(村)公立学校副校長に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
徳島県何郡(市)何町(村)何学校副校長に補する

ハ 教頭

氏名

徳島県何郡(市)何町(村)公立学校教頭に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
徳島県何郡(市)何町(村)何学校教頭に補する

ニ 教諭

氏名

徳島県何郡(市)何町(村)公立学校教員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
徳島県何郡(市)何町(村)何学校教諭(主幹教諭, 指導教諭, 養護教諭)に補する

ホ 助教諭等

氏名

徳島県何郡(市)何町(村)公立学校教員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
徳島県何郡(市)何町(村)何学校助教諭に補す

る
何号俸を給する
(削除)

(削除)

△ 事務
職員等

氏名
徳島県何市（何郡何町（
村））公立学校事務職員
（栄養職員）に任命する
徳島県何市（何郡何町（
村））何学校（職名）に
補する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

氏名
地方公務員法第22条の
3第1項の規定に基づき
徳島県何市（何郡何町（
村））何学校（職名）を
命ずる
ただし、その期間は何年
何月何日までとする
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

2 昇任
/ (1) 事務
局関係/ (2)
教育機関
関係/ 共

る
氏名
徳島県何郡（市）何町（
村）何学校助教諭を命ず
る
ただし、その期間は何年
何月何日までとする
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する

氏名
徳島県何郡（市）何町（
村）何学校講師（非常勤
）を委嘱する
ただし、その期間は何年
何月何日までとする
（給料月額何円を給する
）
（講義1時間につき何円
を給する）
（月手当何円を給する）
（給料は支給しない）

△ 事務
職員等

氏名
徳島県何郡（市）何町（
村）公立学校栄養職員
に任命する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
徳島県何郡（市）何町（
村）何学校主任（主任主
事、主事）に補する

氏名
徳島県何郡（市）何町（
村）公立学校栄養職員
に任命する
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
徳島県何郡（市）何町（
村）何学校主任（主任主
事、主事）に補する

2 昇任
/ (1) 事務
局関係/ (2)
教育機関
関係/ 共

通

イ 役付職員への昇任

職 氏名
(課等又は教育機関の名称, 役職名)に補する
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

給料表の適用に異動がある場合は、「何級」を「何職給料表何級」とする。(以下同じ。)

ロ その他

職 氏名
(職名)に補する
(課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

(3) 県立学校関係

イ 校長等への昇任

職 氏名
その職を免じ徳島県公立学校長(副校長, 教頭)に任命する
徳島県立何学校長(副校長, 教頭)に補する
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

通

イ 役付き昇任

職 氏名
(何級に決定する)
(何号俸を給する)
(課又は教育機関の名称, 役職名)に補する

給料表の適用に異動がある場合は、「何級」を「何職給料表何級」とする。(以下同じ。)

ロ 事務(技術)職員に昇任

職 氏名
その職を免じ徳島県教育委員会事務局(教育機関の種類(名称))事務(技術)職員に任命する
何級に決定する
何号俸を給する
(給料は従前のとおり)
主事に補する
(課又は教育機関の名称)勤務を命ずる
(勤務は従前のとおり)
(給料及び勤務は従前のとおり)

(3) 県立学校関係

イ 校長に昇任

徳島県公立学校教頭 氏名
その職を免じ徳島県公立学校長 _____
に任命する
何級に決定する
何号俸を給する
徳島県立何学校長に補する

ロ 副校長に昇任

徳島県公立学校教頭 氏名
その職を免じ徳島県公立学校副校長に任命する
何級に決定する
何号俸を給する
徳島県立何学校副校長に補する

ハ 教頭に昇任

徳島県公立学校教員 氏名
その職を免じ徳島県公立

<p>(削除)</p> <p>主任 寄宿舎 指導員 等への 昇任</p>	<p>(削除)</p> <p>職 氏名 徳島県立何学校主任寄宿 舎指導員(実習主任)を 命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>		<p>ニ 教諭 に昇任</p>	<p>学校教頭に任命する 何級に決定する 何号俸を給する 徳島県立何学校教頭に補 する 徳島県立何学校 職 氏 名 その職を免じ徳島県公立 学校教員に任命する 何級に決定する 何号俸を給する 徳島県立何学校教諭(主 幹教諭, 指導教諭, 養護 教諭)に補する</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>		<p>ホ 主任 寄宿舎 指導員 に 昇任</p>	<p>徳島県立何学校寄宿舎指 導員 氏名 徳島県立何学校主任寄宿 舎指導員 _____を 命ずる 何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>ハ 事務 長等へ の昇任</p>	<p>職 氏名 徳島県立何学校(役職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 職 氏名 (職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命 ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>		<p>△ 実習 主任に 昇任</p>	<p>徳島県立何学校実習助手 氏名 徳島県立何学校実習主任 を命ずる 何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>		<p>ト 事務 長等に 昇任</p>	<p>職 氏名 何級に決定する 何号俸を給する 徳島県立何学校(役職名)に補する (新設)</p>	
			<p>チ 事務 (技術)職員 に昇任</p>	<p>職 氏名 その職を免じ徳島県公立 学校事務(技術)職員に 任命する 何級に決定する 何号俸を給する (給料は従前のとおり) 主事に補する 徳島県立何学校勤務を命 ずる (勤務は従前のとおり) (給料及び勤務は従前の</p>	

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	リ <u>その他</u>	<u>とおり)</u> <u>職 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県立何</u> <u>学校 (役職名) を命ずる</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>(給料は従前のとおり)</u>
(4) 小・ 中学校 関係 イ <u>校長</u> <u>等への</u> <u>昇任</u>	<u>職</u> <u>氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何市</u> <u>(何郡何町 (村)) 公立</u> <u>学校長 (副校長, 教頭)</u> <u>に任命する</u> <u>徳島県何市 (何郡何町 (</u> <u>村)) 何学校長 (副校長</u> <u>, 教頭) に補する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u>	(4) 小・ 中学校 関係 イ <u>校長</u> <u>に</u> <u>昇任</u>	<u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 公立学校教頭 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何郡</u> <u>(市) 何町 (村) 公立学</u> <u>校長</u> <u>に任命する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 何学校長に補する</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ロ <u>副校</u> <u>長に昇</u> <u>任</u>	<u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 公立学校教頭 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何郡</u> <u>(市) 何町 (村) 公立学</u> <u>校副校長に任命する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 何学校副校長に補す</u> <u>る</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ハ <u>教頭</u> <u>に昇任</u>	<u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 公立学校教員 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何郡</u> <u>(市) 何町 (村) 公立学</u> <u>校教頭に任命する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 何学校教頭に補する</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ニ <u>教諭</u> <u>に昇任</u>	<u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 公立学校 職 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何郡</u> <u>(市) 何町 (村) 公立学</u> <u>校教員に任命する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u> <u>村) 何学校教諭に補する</u> <u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u>
ロ <u>事務</u>		ホ <u>主任</u>	<u>徳島県何郡 (市) 何町 (</u>

長等への昇任	<u>職 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何市</u> <u>(何郡何町(村)) 公立</u> <u>学校事務職員(栄養職員)</u> <u>に任命する</u> <u>徳島県何市(何郡何町(</u> <u>村)) 何学校(職名)に</u> <u>補する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u>	に昇任	<u>村) 公立学校 職 氏名</u> <u>その職を免じ徳島県何郡</u> <u>(市) 何町(村) 公立学</u> <u>校事務職員(栄養職員)</u> <u>に任命する</u> <u>何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>徳島県何郡(市) 何町(</u> <u>村) 何学校主任に補する</u>
3・4 (略)	(略)	3・4 (略)	(略)
5 併任 <u>(1) 役付</u> 職員	<u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>徳島県教育委員会事務局</u> <u>事務職員(技術職員, 指</u> <u>導主事, 社会教育主事)</u> <u>に併任する</u> <u>(課等の名称, 役職名)</u> <u>に補する</u> <u>給料は支給しない</u> <u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>(教育機関の名称) 事務</u> <u>職員(技術職員, 専門職</u> <u>員)に併任する</u> <u>(教育機関の名称, 役職</u> <u>名)に補する</u> <u>給料は支給しない</u>	5 併任 <u>1 役付</u> 職員	<u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>徳島県教育委員会事務局</u> <u>事務(技術)職員</u> <u>に併任する</u> <u>給料は支給しない</u> <u>(何課(室) 役職名)に</u> <u>補する</u> <u>(新設)</u>
(削除)	(削除)	<u>2 充て</u> <u>指導主</u> <u>事</u>	<u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>徳島県教育委員会事務局</u> <u>指導主事に充てる</u> <u>何課勤務を命ずる</u> <u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>徳島県何郡(市) 何町(</u> <u>村) 教育委員会事務局指</u> <u>導主事に充てる</u> <u>何課勤務を命ずる</u>
<u>(2) 一般</u> 職員	<u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>徳島県教育委員会事務局</u> <u>事務職員(技術職員, 指</u> <u>導主事, 社会教育主事)</u> <u>に併任する</u> <u>(職名)に補する</u>	<u>3 一般</u> 職員	<u>他の機関名及びその機関</u> <u>の職 氏名</u> <u>徳島県教育委員会事務局</u> <u>事務(技術)職員</u> <u>に併任する</u> <u>給料は支給しない</u>

	<p><u>(課等の名称) 勤務を命ずる</u> <u>給料は支給しない</u> <u>他の機関名及びその機関の職 氏名</u> <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する</u> <u>(職名) に補する</u> <u>(教育機関の名称) 勤務を命ずる</u> <u>給料は支給しない</u></p>		<p><u>主事に補する</u> <u>何課勤務を命ずる</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
6 併任の解除 <u>(削除)</u>	<p>併任 職 _____</p> <p>氏名 <u>徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事)</u> <u>の併任を免ずる</u> <u>併任 職 氏名</u> <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) の併任を免ずる</u> <u>(削除)</u></p>	6 併任の解除 1 役付・一般職員	<p>併任 <u>徳島県教育委員会事務局事務 (技術) 職員</u> 氏名 <u>徳島県教育委員会事務局事務 (技術) 職員</u> _____</p> <p><u>の併任を免ずる</u> <u>(新設)</u></p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ロ 充て指導主事	<p>併任 <u>徳島県教育委員会事務局充て指導主事</u> 氏名 <u>本職を免じ徳島県立何学校教諭を命ずる</u> <u>徳島県立何学校 (役職名) に補する</u> <u>併任徳島県教育委員会事務局充て指導主事</u> 氏名 <u>本職を免じ徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何学校教諭を命ずる</u> <u>(徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何学校 (役職名) に補する)</u></p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	7 兼任	<u>(略)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	8 兼任の免除	<u>(略)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	9 任命替え	<u>(略)</u>

<p>7 <u>充て 指導主 事</u></p>	<p><u>他の機関名及びその機関 の職 氏名</u> 徳島県教育委員会事務局 <u>指導主事に充てる</u> <u>(課等の名称, 役職名)</u> <u>に補する</u> <u>他の機関名及びその機関 の職 氏名</u> 徳島県教育委員会事務局 <u>指導主事に充てる</u> <u>(課等又は教育機関の名 称) 勤務を命ずる</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>8 <u>充て 指導主 事の解 除</u></p>	<p>徳島県教育委員会事務局 <u>充て指導主事 氏名</u> <u>本職を免ずる</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>9 <u>配置 換え</u> / (1) 事務 局関係/ (2) 教育機関 関係/} 共 通 イ 役付 職員 ロ 一般 職員 (3) 県立 学校関 係 イ <u>校長 等</u> <u>(削除)</u></p>	<p>職 氏名 <u>(課等又は教育機関の名 称, 役職名) に補する</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> 職 氏名 <u>((職名) に補する)</u> <u>(課等又は教育機関の名 称) 勤務を命ずる</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> 職 氏名 徳島県立何学校長 (副校 長, 教頭, 主幹教諭, 指 導教諭, 教諭, 養護教諭 , 栄養教諭) に補する <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>10 <u>配置 換え</u> / (1) 事務 局関係/ (2) 教育機関 関係/} 共 通 イ 役付 職員 ロ <u>その 他</u> (3) 県立 学校関 係 イ <u>校長</u> — ロ <u>副校 長</u></p>	<p>職 氏名 <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> <u>(課又は教育機関等の名 称, 役職名) に補する</u> 職 氏名 <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> <u>(課又は教育機関等の名 称) 勤務を命ずる</u> 徳島県公立学校長 氏名 <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> <u>徳島県立何学校長に補す る</u> 徳島県公立学校教頭 氏 名 <u>(何級に決定する)</u></p>

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ハ 教頭	<u>(何号俸を給する)</u> <u>徳島県立何学校副校長を</u> <u>補する</u> <u>徳島県公立学校教頭 氏</u> <u>名</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ホ 教諭	<u>徳島県立何学校教頭に補</u> <u>する</u> <u>徳島県公立学校教員 氏</u> <u>名</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> <u>徳島県立何学校教諭(主</u> <u>幹教諭, 指導教諭, 養護</u> <u>教諭)に補する</u>
<u>ロ 主任</u> <u>寄宿舍</u> <u>指導員</u> <u>等</u>	氏名 <u>徳島県立何学校主任寄宿</u> <u>舎指導員(寄宿舍指導員</u> <u>, 実習主任, 実習助手,</u> <u>講師, 養護助教諭)を命</u> <u>ずる</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u>	<u>ヘ 助教</u> <u>諭等</u>	氏名 <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u> <u>徳島県立何学校助教諭(</u> <u>養護助教諭, 実習主任,</u> <u>実習助手)を命ずる</u>
<u>ハ 事務</u> <u>職員</u> (イ) 役付 <u>職員</u>	職 氏名 <u>徳島県立何学校(役職名</u> <u>)に補する</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u>	<u>ト 事務</u> <u>職員</u> (イ) 役付 <u>職員</u>	職 氏名 <u>徳島県立何学校(役職名</u> <u>)に補する</u> <hr/> <hr/>
(ロ) <u>一般</u> <u>職員</u>	職 氏名 <u>(職名)に補する)</u> <u>徳島県立何学校勤務を命</u> <u>ずる</u> <u>(何級に決定する)</u> <u>(何号俸を給する)</u>	(ロ) <u>その</u> <u>他</u>	職 氏名 <u>徳島県立何学校勤務を命</u> <u>ずる</u> <hr/> <hr/>
(4) 小・ 中学校 関係		(4) 小・ 中学校 関係	
<u>イ 他市</u> <u>町村公</u> <u>立学校</u> <u>への配</u> <u>置換え</u>		① <u>他市</u> <u>町村公</u> <u>立学校</u> <u>への配</u> <u>置換え</u>	
(イ) <u>校長</u> <u>等</u>	<u>職</u> <hr/> 氏名 地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第40 条の規定により本職を免	<u>イ 校長</u> <hr/>	<u>徳島県何郡(市)何町(</u> <u>村)公立学校長 氏名</u> 地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第40 条の規定により本職を免

	<p>じ <u>徳島県何市（何郡何町（村））公立学校長（副校長，教頭，教員）に任命する</u> <u>徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する</u> <u>（何級に決定する）</u> <u>（何号俸を給する）</u> <u>（給料は従前のとおり）</u></p>			<p>じ <u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校長</u> <u>に任命する</u> <u>（何級に決定する）</u> <u>（何号俸を給する）</u> <u>（給料は従前のとおり）</u> <u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校長に補する</u></p>	
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>		<p>ロ <u>副校長</u></p>	<p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭 氏名</u> <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何郡（市）何町（村）公立学校副校長に任命する</u> <u>（何級に決定する）</u> <u>（何号俸を給する）</u> <u>（給料は従前のとおり）</u> <u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校副校長に補する</u></p>	
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>		<p>ハ <u>教頭</u></p>	<p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭 氏名</u> <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭に任命する</u> <u>（何級に決定する）</u> <u>（何号俸を給する）</u> <u>（給料は従前のとおり）</u> <u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校教頭に補する</u></p>	
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>		<p>ニ <u>教諭</u></p>	<p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭 氏名</u> <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教員に任命する</u> <u>（何級に決定する）</u> <u>（何号俸を給する）</u> <u>（給料は従前のとおり）</u></p>	

(削除)

(削除)

㊦ 事務
職員等

職
氏名
地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第40
条の規定により本職を免
じ徳島県何市（何郡何町
（村））公立学校事務職
員（栄養職員）に任命す
る
徳島県何市（何郡何町（
村））何学校（職名）に
補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
（給料は従前のとおり）
(削除)

㊦ 同市

ホ 助教
諭

徳島県何郡（市）何町（
村）何学校教諭（主幹教
諭，指導教諭，養護教諭
）に補する
徳島県何郡（市）何町（
村）公立学校教員 氏名
地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第40
条の規定により本職を免
じ徳島県何郡（市）何町
（村）何学校公立学校教
員に任命する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
（給料は従前のとおり）

ハ 事務
職員等

徳島県何郡（市）何町（
村）何学校助教諭（養護
助教諭）に補する
徳島県何郡（市）何町（
村）公立学校事務職員
氏名
地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第40
条の規定により本職を免
じ徳島県何郡（市）何町
（村）公立学校事務職
員に任命す
る
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
（給料は従前のとおり）
徳島県何郡（市）何町（
村）何学校主任（主任主
事，主事）に補する
徳島県何郡（市）何町（
村）公立学校栄養職員
氏名
地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第40
条の規定により本職を免
じ徳島県何郡（市）何町
（村）公立学校栄養職員
に任命する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
（給料は従前のとおり）
徳島県何郡（市）何町（
村）何学校主任（主任主
事，主事）に補する

② 同市

<p>町村公立学校への配置換え</p> <p><u>(イ) 校長等</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(イ) 事務職員等</u></p>	<p><u>職</u></p> <p>_____ 氏名</p> <p><u>徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>_____ 職 氏名</p> <p><u>徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）</u></p> <p><u>_____に補する</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p>町村公立学校への配置換え</p> <p><u>イ 校長</u></p> <p>_____</p> <p><u>ロ 副校長</u></p> <p><u>ハ 教頭</u></p> <p><u>ニ 教諭</u></p> <p><u>ホ 助教諭</u></p> <p><u>ヘ 事務職員等</u></p>	<p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校長 氏名</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校長に補する</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭 氏名</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校副校長に補する</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭 氏名</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校教頭に補する</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教員 氏名</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校教諭（主幹教諭，指導教諭，養護教諭）に補する</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教員 氏名</u></p> <p><u>（何級に決定する）</u></p> <p><u>（何号俸を給する）</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校助教諭（養護助教諭）に補する</u></p> <p><u>_____ 職 氏名</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校主任（主任主事，主事）に補する</u></p> <p><u>_____ 職 氏名</u></p> <p><u>徳島県何郡（市）何町（村）何学校勤務を命ずる</u></p>	
---	---	--	---	---	--

<p>10 兼務 / (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/} 共通</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>同一辞令によつて同一機関内の役付職を兼務する場合は、兼務役職名の課等__又は<u>教育機関名</u>を省略することができる。</p>	<p>11 兼務 / (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/} 共通</p>	<p><u>職 氏名</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	<p>同一辞令によつて同一機関内の役付職を兼務する場合は、兼務役職名の課(室)_又は<u>出先機関名</u>を省略することができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>イ 役付職員</p>	<p>イ 指導主事</p>	<p><u>職 氏名</u> <u>徳島県教育委員会事務局</u> <u>指導主事に兼ねて任命する</u></p>	<p>イ 役付職員</p>
<p>イ 役付職員</p>	<p><u>職 氏名</u> (課等又は教育機関の名称, 役職名) に兼ねて補する</p> <p><u>職 氏名</u> (課等又は教育機関の名称, 役職名) 兼 (課等又は教育機関の名称, 役職名) に補する</p>	<p>イ 役付職員</p>	<p>ロ 役付職員</p>	<p><u>職 氏名</u> (課_又は教育機関の名称, 役職名) に兼ねて補する (新設)</p>	<p>ロ 役付職員</p>
<p>ロ 一般職員</p>	<p><u>職 氏名</u> (課等又は教育機関の名称) 兼務を命ずる</p> <p><u>職 氏名</u> (課等又は教育機関の名称) 兼 (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる</p>	<p>ハ その他</p>	<p>ハ その他</p>	<p><u>職 氏名</u> (課_又は教育機関の名称) 兼務を命ずる (新設)</p>	<p>ハ その他</p>
<p>(3) 県立学校関係 イ 校長等</p>	<p><u>職</u> _____ <u>氏名</u> <u>徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に兼ねて補する</u></p>	<p>イ 教諭</p>	<p>イ 教諭</p>	<p><u>徳島県立何学校教諭 (養護教諭)</u> _____ <u>氏名</u> <u>徳島県立何学校教諭 (養護教諭)</u> _____ _____ に兼ねて補する</p>	<p>イ 教諭</p>
<p>ロ 主任寄宿舎指導員等</p>	<p><u>職</u> _____ <u>氏名</u> <u>徳島県立何学校主任寄宿</u></p>	<p>ロ 助教諭等</p>	<p>ロ 助教諭等</p>	<p><u>徳島県立何学校助教諭 (養護助教諭, 実習助手)</u> _____ <u>氏名</u> <u>徳島県立何学校助教諭 (</u></p>	<p>ロ 助教諭等</p>

舎指導員（寄宿舎指導員，実習主任，実習助手，講師，養護助教諭）兼務を命ずる

ハ 事務職員等

(イ) 役付職員

職 氏名
徳島県立何学校（役職名）に兼ねて補する

(ロ) 一般職員

職 氏名
徳島県立何学校兼務を命ずる

(ハ) 技能労務職員

職 氏名
徳島県立何学校（職名）兼務を命ずる

(4) 小・中学校関係

イ 校長等

職
氏名
徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に兼ねて補する

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

ロ 講師等

職
氏名
徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）兼務を命ずる

養護助教諭，実習助手）

兼務を命ずる

ハ 事務職員

(新設)

職 氏名
徳島県立何学校（主査兼）事務長に兼ねて補する

(新設)

職 氏名
徳島県立何学校兼務を命ずる

(新設)

(新設)

(4) 小・中学校関係

イ 校長

徳島県何郡（市）何町（村）公立学校長 氏名
徳島県何郡（市）何町（村）何小（中）学校教諭

に兼ねて補する

ロ 教頭

徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教頭 氏名
徳島県何郡（市）何町（村）何小（中）学校教諭に兼ねて補する

ハ 教諭

徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教員 氏名
徳島県何郡（市）何町（村）何小（中）学校教諭（養護教諭）に兼ねて補する

徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教員 氏名
徳島県何郡（市）何町（村）何小（中）学校助教諭（養護助教諭）に兼ねて補する

ニ 助教諭

徳島県何郡（市）何町（村）公立学校助教諭（養護助教諭） 氏名
徳島県何郡（市）何町（村）何小（中）学校助教諭（養護助教諭）兼務を命ずる

	(ただし、その期間は何年何月何日までとする)
ハ 事務職員等	職 _____ 氏名 徳島県何市(何郡何町(村))何学校兼務を命ずる
11 兼務の解除 / (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/ 共通	(削除)
イ 役付職員	職 氏名 (課等又は教育機関の名称、役職名)の兼任補職を免ずる
ロ 一般職員	職 氏名 (課等又は教育機関の名称)兼務を免ずる
(3) 県立学校関係	
イ 校長等	職 _____ 氏名 徳島県立何学校長(副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭)の兼任補職を免ずる
ロ 主任寄宿舎指導員等	職 _____ 氏名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員(寄宿舎指導員、実習主任、実習助手、講師、養護助教諭)兼務を免ずる (削除)
ハ 事務職員等 (1) 役付職員	職 氏名 徳島県立何学校(役職名

	(ただし、その期間は何年何月何日までとする)
ホ 事務職員	徳島県何郡(市)何町(村)公立学校職 氏名 徳島県何郡(市)何町(村)何学校 兼務を命ずる
12 兼務の解除 / (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/ 共通	
イ 指導主事	職 氏名 徳島県教育委員会事務局指導主事兼務を免ずる
ロ 役付職員	職 氏名 (課 又は教育機関の名称、役職名)の兼任補職を免ずる
ハ その他	職 氏名 (課 又は教育機関の名称)兼務を免ずる
(3) 県立学校関係	
イ 教諭	徳島県立何学校教諭(養護教諭) 氏名 徳島県立何学校教諭(養護教諭) _____の兼任補職を免ずる
ロ 助教諭等	徳島県立何学校助教諭(養護助教諭) 氏名 徳島県立何学校助教諭(養護助教諭) _____兼務を免ずる 徳島県立何学校実習助手 氏名 徳島県立何学校実習助手兼務を免ずる
ハ 事務職員 (新設)	職 氏名 徳島県立何学校(主査兼

) _____ の兼任補職を免 ずる
<u>㊦</u> 一般 職員	職 氏名 徳島県立何学校兼務を免 ずる
<u>㊧</u> 技能 労務職 員	職 氏名 徳島県立何学校 (職名) 兼務を免ずる
(4) 小・ 中学校 関係 イ 校長 等	職 _____ 氏名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) の兼任補職を免ずる
(削除)	(削除)
	(削除)
<u>㊨</u> 講師 等	職 _____ 氏名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校講師 (養護助教諭) _____ 兼務を免ずる
<u>㊩</u> 事務 職員等	職 氏名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校兼務を免ずる
<u>12</u> 事務 取扱い / (1) 事務 局関係/ (2) 教育機関 関係/ 共	職 氏名 (課等又は教育機関の名称, 役職名) の事務取扱いを命ずる

) <u>事務長</u> の兼任補職を免 ずる
(新設)	職 氏名 徳島県立何学校兼務を免 ずる
(新設)	(新設)
(4) 小・ 中学校 関係 イ 校長 等	徳島県何郡 (市) 何町 (村) 公立学校長 (教頭) 氏名 徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何小 (中) 学校教諭 _____ _____ の兼任補職を免ずる
<u>㊰</u> 教諭	徳島県何郡 (市) 何町 (村) 公立学校教員 氏名 徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何小 (中) 学校教諭 の兼任補職を免ずる 徳島県何郡 (市) 何町 (村) 公立学校教員 氏名 徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何小 (中) 学校助教諭 (養護助教諭) の兼任補職を免ずる
<u>㊱</u> 助教 諭	徳島県何郡 (市) 何町 (村) 公立学校助教諭 (養護助教諭) 氏名 徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何小 (中) 学校助教諭 (養護助教諭) 兼務を免ずる
<u>㊲</u> 事務 職員	徳島県何郡 (市) 何町 (村) 公立学校 職 氏名 徳島県何郡 (市) 何町 (村) 何学校 兼務を免ずる
<u>13</u> 事務 取扱い / (1) 事務 局関係/ (2) 教育機関 関係/ 共	職 氏名 (課 又は教育機関の名称, 役職名) の事務取扱いを命ずる

通
(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校(役職名)
係)の事務取扱いを命ずる

13 事務
取扱い
の解除
/ (1) 事務 職 氏名
局関係/ (2) (課等又は教育機関の名
教育機関 称, 役職名)の事務取扱
関係/) 共 いを免ずる
通

(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校(役職名)
係)の事務取扱いを免ずる

14 心得
/ (1) 事務 職 氏名
局関係/ (2) (課等又は教育機関の名
教育機関 称, 役職名)心得を命ず
関係/) 共 る
通

(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校(役職名)
係)心得を命ずる

15 心得
の解除
/ (1) 事務 職 氏名
局関係/ (2) (課等又は教育機関の名
教育機関 称, 役職名)心得を免ず
関係/) 共 る
通

(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校(役職名)
係)心得を免ずる

16 地方 (略)
公共団
体派遣

17 地方 (略)
公共団
体派遣
の解除

18 休職 職 氏名
地方公務員法第28条第

通
(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校事務長
係)の事務取扱いを命ずる

14 事務
取扱い
の解除
/ (1) 事務 職 氏名
局関係/ (2) (課等又は教育機関の名
教育機関 称, 役職名)の事務取扱
関係/) 共 いを免ずる
通

(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校事務長
係)の事務取扱いを免ずる

15 心得
/ (1) 事務 職 氏名
局関係/ (2) (課等又は教育機関の名
教育機関 称, 役職名)心得を命ず
関係/) 共 る
通

(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校事務長
係)心得を命ずる

16 心得
の解除
/ (1) 事務 職 氏名
局関係/ (2) (課等又は教育機関の名
教育機関 称, 役職名)心得を免ず
関係/) 共 る
通

(3) 県立 職 氏名
学校関 徳島県立何学校事務長
係)心得を免ずる

17 市町 (略)
村派遣

18 市町 (略)
村派遣
の解除

19 休職 職 氏名
地方公務員法第28条第

2項第何号に掲げる事由により同法及び職員の分限に関する条例の規定に基づき何年何月何日まで休職を命ずる
休職期間中給与の何分の何を給する

職 氏名
職員の分限に関する条例第2条第何号に掲げる事由により同条例の規定に基づき何年何月何日まで休職を命ずる
休職期間中給与の何分の何を給する

休職 職 氏名
地方公務員法第28条第2項第何号に掲げる事由により同法及び職員の分限に関する条例の規定に基づき引き続き何年何月何日まで休職を命ずる

(休職期間中給与の何分の何を給する)

(休職期間中の給与は従前のとおり)

(給料は_____支給しない)

職 氏名
地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由により何年何月何日まで休職を命ずる
ただし期間及び給与については教育公務員特例法第14条による

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条に規定する校長及び教員の結核性疾患のための休職に限る。

19 復職
/ (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/ } 共通

イ 役付職員

休職 職 氏名
復職を命ずる

2項第何号に掲げる事由により同法及び職員の分限に関する条例の規定に基づき何年何月何日まで休職を命ずる
休職期間中給与の何分の何を給する

職 氏名
職員の分限に関する条例第2条第何号に掲げる事由により同条例の規定に基づき何年何月何日まで休職を命ずる
休職期間中給与の何分の何を給する

_____ 職 氏名
地方公務員法第28条第2項第何号に掲げる事由により同法及び職員の分限に関する条例の規定に基づき引き続き何年何月何日まで休職を命ずる

__休職期間中給与の何分の何を給する__

(休職期間中の給与は従前のとおり)

(ただし給与を支給しない)

職 氏名
地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由により何年何月何日まで休職を命ずる
ただし期間及び給与については教育公務員特例法第14条による

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条に規定する校長及び教員の結核性疾患のための休職に限る。

20 復職
/ (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/ } 共通

イ 役付職員

休職 職 氏名
復職を命ずる

	<p>(課等又は教育機関の名称、役職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) 休職 職 氏名</p>
□ <u>一般職員</u>	<p>復職を命ずる (職名に補する) (課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
(3) 県立学校関係	
イ 校長等	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる <u>徳島県立何学校長(副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭)に補する</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
□ <u>主任寄宿舎指導員等</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
△ <u>事務職員等</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる</p>
(イ) 役付職員	<p><u>徳島県立何学校(役職名)に補する</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
(ロ) <u>一般職員</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる ((職名) に補する) <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
(ハ) <u>技能労務職</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる</p>

	<p>(何級に決定する) (何号俸を給する) (課又は教育機関の名称、役職名)に補する</p>
□ <u>その他</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) (主事に補する) (課又は教育機関の名称)勤務を命ずる</p>
(3) 県立学校関係	
イ 校長等	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) 徳島県立何学校長(____ ____教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭 ____)に補する</p>
□ <u>副校長</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) <u>徳島県立何学校副校長に補する</u></p>
△ <u>助教諭等</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u></p>
ニ <u>事務職員</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる</p>
(イ) 役付職員	<p><u>徳島県立何学校事務長に補する</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
(ロ) <u>その他</u>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) (主事に補する) <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u></p>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<p>員</p> <p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等</p>	<p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>休職 職 氏名 復職を命ずる <u>徳島県何市(何郡何町(村))何学校長(副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>		<p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等</p>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) <u>徳島県何郡(市)何町(村)何学校長(教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭)に補する</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>		<p>ロ 副校長</p>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) <u>徳島県何郡(市)何町(村)何学校副校長に補する</u></p>	
<p>ハ 事務職員等</p>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる <u>徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に補する</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>		<p>ハ 助教諭, 事務職員等</p>	<p>休職 職 氏名 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する) <u>徳島県何郡(市)何町(村)何学校助教諭(主任, 主任主事, 主事)に補する</u></p>	
<p>20 降任 / (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/ } 共通</p>			<p>21 降任 / (1) 事務局関係/ (2) 教育機関関係/ } 共通</p>		
<p>イ 役付職員から役付職員</p>	<p>職 氏名 <u>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき(課等又は教育機関の名称, 役職名)を免じ(課等又は教育機関の名称, 役職名)に補する</u> (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>ロ 役付職員から一般職員</p>	<p>職 氏名 <u>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づ</u></p>		<p>(新設)</p>	<p>職 氏名 <u>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づ</u></p>	

ハ 一般
職員から一般
職員

き（課等又は教育機関の
名称，役職名）を免じ（
職名）に補する
（課等又は教育機関の名
称）勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏名
地方公務員法第 2 8 条第
1 項第何号に掲げる事由
により同項の規定に基づ
き（職名）を免じ（職名
）に補する
（課等又は教育機関の名
称）勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

(3) 県立
学校関係

職 氏名
地方公務員法第 2 8 条第
1 項第何号に掲げる事由
により同項の規定に基づ
き本職を免じ徳島県公立
学校副校長（教頭，教員
）に任命する
徳島県立何学校副校長（
教頭，主幹教諭，指導教
諭，教諭，養護教諭，栄
養教諭）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏名
地方公務員法第 2 8 条第
1 項第何号に掲げる事由
により同項の規定に基づ
きその職を免じ徳島県立
何学校寄宿舎指導員（実
習助手）を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏名
地方公務員法第 2 8 条第
1 項第何号に掲げる事由
により同項の規定に基づ
き徳島県立何学校（役職
名）を免じ徳島県立何学
校（役職名）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏名
地方公務員法第 2 8 条第

(新設)

き（課 又は教育機関の
名称，役職名）を免じ主
事に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
（課又は教育機関の名称
）勤務を命ずる

(新設)

(3) 県立
学校関係

職 氏名
地方公務員法第 2 8 条第
1 項第何号に掲げる事由
により同項の規定に基づ
き本職を免じ徳島県公立
学校教員
に任命する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
徳島県立何学校教諭に補
する

(新設)

(新設)

(新設)

1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき徳島県立何学校（役職名）を免じ（職名）に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（職名）を免じ（職名）に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

(4) 小・
中学校
関係

職 氏名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（村））公立学校副校長（教頭，教員）に任命する
徳島県何市（何郡何町（村））何学校副校長（教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

21・22
(略)

(略)

職 氏名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ主事に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
徳島県立何学校勤務を命ずる

(4) 小・
中学校
関係

職 氏名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何郡（市）何町（村）公立学校教員に任命する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
徳島県何郡（市）何町（村）何学校教諭に補する

職 氏名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何郡（市）何町（村）公立学校主事に任命する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）
徳島県何郡（市）何町（村）何学校主事に補する

22・23
(略)

(略)

23 管理
監督職
勤務上
限年齢
による
降任等

(1) 降任
等

イ 事務
局関係/
教育機
関関係/
共通

(i) 役付
職員か
ら役付
職員

職 氏名
地方公務員法第28条の
2第1項の規定に基づき
(課等又は教育機関の名
称, 役職名)を免じ(課
等又は教育機関の名称,
役職名)に補する
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

(ii) 役付
職員か
ら一般
職員

職 氏名
地方公務員法第28条の
2第1項の規定に基づき
(課等又は教育機関の名
称, 役職名)を免じ(職
名)に補する
(課等又は教育機関の名
称)勤務を命ずる
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

ハ 県立
学校関
係

職 氏名
地方公務員法第28条の
2第1項の規定に基づき
本職を免じ徳島県公立学
校教員に任命する
徳島県立何学校主幹教諭
(指導教諭, 教諭, 養護
教諭, 栄養教諭)に補す
る
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

職 氏名
地方公務員法第28条の
2第1項の規定に基づき
徳島県立何学校(役職名
)を免じ徳島県立何学校
(役職名)に補する

(新設)

(新設)

	<p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p><u>職 氏名</u> 地方公務員法第28条の 2第1項の規定に基づき 徳島県立何学校(役職名) を免じ(職名)に補す る 徳島県立何学校勤務を命 ずる</p> <p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p><u>職 氏名</u> 地方公務員法第28条の 2第1項の規定に基づき 本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学 校教員に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校主幹教諭(指 導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する</p> <p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p><u>職 氏名</u> 地方公務員法第28条の 2第1項の規定に基づき 本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学 校事務職員(栄養職員) に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に 補する</p> <p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p>			
ニ 小・ 中学校 関係				
(2) <u>異動 期間の 延長</u>	<p><u>職 氏名</u> 地方公務員法第28条の 5第何項の規定に基づき 異動期間を何年何月何日 まで延長する</p>			
24 定年 退職	(略)	24 定年 退職	(略)	
25 <u>定年 退職の 特例</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(1) <u>定年 退職の</u>	<p><u>職 氏名</u> 地方公務員法第28条の</p>			

<u>特例による勤務</u>	<u>7第1項の規定に基づき何年何月何日まで引き続き勤務を命ずる</u>		
<u>(2) 定年退職の特例の期限の延長</u>	<u>職 氏名</u> <u>地方公務員法第28条の7第2項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日まで延長する</u>		
<u>(3) 定年退職の特例の期限の繰上げ</u>	<u>職 氏名</u> <u>職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日に繰り上げる</u>		
<u>(4) 定年退職の特例が適用されない職員への転任等</u>	<u>職 氏名</u> <u>定年退職の特例が適用されない職員となった</u>		
<u>(5) 定年退職の特例の期限の到来</u>	<u>職 氏名</u> <u>地方公務員法第28条の7第何項の規定に基づく定年退職の特例の期限の到来により本職を免ずる</u>		
<u>26～30</u> (略)	(略)	<u>25～29</u> (略)	(略)
<u>31</u> 昇給	<u>職 氏名</u> 何号俸を給する	<u>30</u> 昇給	<u>職 氏名</u> 何号俸を給する <u>(特に何円を給する)</u>
<u>32</u> 昇格	<u>職 氏名</u> 何級に決定する 何号俸を給する	<u>31</u> 昇格	<u>職 氏名</u> 何級に決定する 何号俸を給する <u>(特に何円を給する)</u>
<u>33</u> (略)	(略)	<u>32</u> (略)	(略)
<u>34</u> 育児短時間勤務	(略)	<u>33</u> 育児短時間勤務	(略)
(1)～(3) (略)	(略)	(1)～(3) (略)	(略)
(4) 地方公務員	<u>職 氏名</u> 地方公務員の育児休業等	(4) 地方公務員	<u>職 氏名</u> 地方公務員の育児休業等

の育児
休業等
に関する
法律第
17条の
規定に
基づく
短時間
勤務

(5) (略)

35・36
(略)

37 産前
産後休
暇に伴
う任期
付採用
職員

(1) 県立
学校関
係

に関する法律第17条の
規定に基づき引き続き短
時間勤務を命ずる

(略)

(略)

氏名
女子教職員の出産に際し
ての補助教職員の確保に
関する法律第3条第1項
の規定に基づき徳島県立
何学校講師（養護助教諭
、寄宿舎指導員、実習助
手）を命ずる
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
任期は何年何月何日まで
とする

(2) 小・
中学校
関係

氏名
女子教職員の出産に際し
ての補助教職員の確保に
関する法律第3条第1項
の規定に基づき徳島県何
市（何郡何町（村））何
学校講師（養護助教諭）
を命ずる
何職給料表何級に決定す
る
何号俸を給する
任期は何年何月何日まで
とする

氏名
女子教職員の出産に際し
ての補助教職員の確保に

の育児
休業等
に関する
法律第
17条の
規定に
基づく
短時間
勤務

(5) (略)

34・35
(略)

(新設)

に関する法律第12条に
おいて準用する同法第5
条第2項の規定に基づき
育児短時間勤務の承認を
取り消す

(略)

(略)

(新設)

関する法律第3条第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

38 育児休業に伴う任期付採用職員
(i) 採用イ 事務局関係
(削除)

氏名
地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する
（職名）に補する
（課等の名称）勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする
(削除)

(削除)

□ 教育機関関係
(削除)

氏名

36 育児休業に伴う任期付採用等
(i) 採用イ 事務局関係
(i) 一般職員

氏名
地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事に補する
何課（室）勤務を命ずる
任期は何年何月何日までとする

(ii) その他の職員

氏名
地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局技師（運転）（技師（業務））を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
何課（室）勤務を命ずる
任期は何年何月何日までとする

□ 教育機関関係
(i) 一般

氏名

	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員)</u> <u>に任命する</u> <u>(職名) に補する</u> <u>(教育機関の名称) 勤務を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>		<p><u>職員</u></p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>(教育機関の種類 (名称)) 事務 (技術・専門) 職員</u>に任命する <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事 (司書, 学芸員) に補する</u> <u>((教育機関の名称) 勤務を命ずる)</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>		<p>(ロ) その <u>他の職員</u></p>	<p>氏名 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき (教育機関の種類 (名称)) 技師 (運転) (技師 (業務)) を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>((教育機関の名称) 勤務を命ずる)</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>ハ 県立 学校関係 (イ) 講師 等</p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき <u>徳島県立何学校講師 (養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手) を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>		<p>ハ 県立 学校関係 (イ) 講師 等</p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>徳島県立何学校講師 (寄宿舎指導員, 実習助手) を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ロ) <u>事務職員</u></p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>徳島県公立学校事務職員 (技術職員) に任命する</u></p>		<p>(ロ) <u>事務職員等</u></p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>徳島県公立学校事務 (技術) 職員</u>に任命する</p>

<p>(削除)</p>	<p>(職名)に補する <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする (削除)</p>		<p>(n) <u>その他の職員</u></p>	<p><u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事、司書に補する</u> <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u> 任期は何年何月何日までとする 氏名 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき</u> <u>徳島県立何学校技師(介助)(技師(実習))(技師(業務))(技師(調理))(技師(炊事))(技師(運転))を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>任期は何年何月何日までとする</u></p>	
<p>ニ <u>小・中学校関係</u> <u>(i) 講師等</u></p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき <u>徳島県何市(何郡何町(村))何学校講師(養護助教諭)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>		<p>ニ <u>小中学校関係</u> <u>(i) 助教諭等</u></p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>徳島県何郡(市)何町(村)何学校助教諭(養護助教諭)に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	
<p>(n) <u>事務職員等</u></p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>		<p>(n) <u>事務職員等</u></p>	<p>氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき <u>徳島県何郡(市)何町(村)公立学校事務(栄養)職員に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事に補する</u> <u>徳島県立何郡(市)何町</u></p>	

(2) 任期
の更新
/ 事務
局関係/
教育機
関関係/
共通

職 氏名
((課等) 又は教育機
関の名称) 勤務を命ずる
)
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

ハ 県立
学校関
係

(イ) 講師
等

職 氏名
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

(ロ) 事務
職員

職 氏名
((徳島県立何学校) 勤
務を命ずる)
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

ニ 小・
中学校
関係
(削除)

職 氏名
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

(削除)

(削除)

(村) 何学校勤務を命ず
る
任期は何年何月何日まで
とする

(2) 任期
の更新
/ 事務
局 / 教育機
関 / 共通

職 氏名
((課(室) 又は教育機
関の名称) 勤務を命ずる
)
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

ハ 県立
学校関
係

(イ) 講師
等

職 氏名
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

(ロ) 事務
職員等

職 氏名
((徳島県立何学校) 勤
務を命ずる)
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

ニ 小中
学校
関係

(イ) 助教
諭等

職 氏名
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

(ロ) 事務
職員等

職 氏名
((徳島県何郡(市) 何
町(村) 何学校) 勤務を
命ずる)
地方公務員の育児休業等
に関する法律第6条第3
項の規定に基づき任期を
何年何月何日まで更新す
る

(3) 任期満了による退職

職 氏名
地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定による任期の満了により本職（その職）を免ずる

39 配偶者同行休業に伴う任期付採用職員
(i) 採用
イ 事務局関係
(削除)

氏名
地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する
（職名）に補する
（課等の名称）勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする
(削除)

□ 教育機関関係

(3) 任期満了による退職

/ イ 事務局 / □ 教育機関 / △ 県立学校 / ニ 小中学校 / } 共通
職 氏名
地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定による任用の期間の満了により本職（その職）を免ずる

37 配偶者同行休業に伴う任期付採用等
(i) 採用
イ 事務局関係
(i) 一般職員

氏名
地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事に補する
何課（室）勤務を命ずる
任期は何年何月何日までとする

(ii) その他の職員

氏名
地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局技師（運転）（技師（業務））を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
何課（室）勤務を命ずる
任期は何年何月何日までとする

□ 教育機関関係

<p>(削除)</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき(教育機関の名称)事務職員(技術職員)</u> <u>に任命する</u> <u>(職名)に補する</u> <u>(教育機関の名称)勤務を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>(i) <u>一般職員</u></p> <p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき(教育機関の種類(名称))事務(技術・専門)職員に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事(司書,学芸員)に補する</u> <u>(教育機関の名称)勤務を命ずる)</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき(教育機関の種類(名称))技師(運転(技師(業務)))を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>(教育機関の名称)勤務を命ずる)</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(ii) <u>その他の職員</u></p> <p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき(教育機関の種類(名称))技師(運転(技師(業務)))を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>(教育機関の名称)勤務を命ずる)</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県立何学校講師(養護助教諭,寄宿舎指導員,実習助手)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
<p>ハ 県立学校関係 (i) 講師等</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第何号の規定に基づき徳島県立何学校講師(養護助教諭,寄宿舎指導員,実習助手)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>ハ 県立学校関係 (i) 講師等</p> <p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県立何学校講師(寄宿舍指導員,実習助手)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県立何学校事務職員(技術職員)に任命する</u></p>
<p>(ii) <u>事務職員</u></p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員)に任命する</u></p>	<p>(ii) <u>事務職員等</u></p> <p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務(技術)職員に任命する</u></p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務(技術)職員に任命する</u></p>

(削除)	<p>(職名)に補する <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする (削除)</p>	(n) <u>その他の職員</u>	<p><u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事、司書に補する</u> <u>徳島県立何学校勤務を命ずる</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
ニ <u>小・中学校関係</u> (i) <u>講師等</u>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第何号の規定に基づき徳島県何市(何郡何町(村))何学校講師(養護助教諭)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	ニ <u>小中学校関係</u> (i) <u>助教諭等</u>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県立何学校技師(介助)(技師(実習)) (技師(業務)) (技師(調理)) (技師(炊事)) (技師(運転))を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県何郡(市)何町(村)何学校助教諭(養護助教諭)に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>
(n) <u>事務職員等</u>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	(n) <u>事務職員等</u>	<p>氏名 <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県何郡(市)何町(村)公立学校事務(栄養)職員に任命する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何号俸を給する</u> <u>主事に補する</u> <u>徳島県立何郡(市)何町(村)何学校勤務を命ずる</u></p>

(2) 任期
の更新
/ イ 事務局関係/
教育機関関係/
共通

職 氏名
((課等) 又は教育機関の名称) 勤務を命ずる)
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

ハ 県立
学校関係

(イ) 講師
等

職 氏名
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

(ロ) 事務
職員

職 氏名
((徳島県立何学校) 勤
務を命ずる)
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

ニ 小中
学校関係
(削除)

職 氏名
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

(削除)

(削除)

(3) 任期
満了に
よる退
職

職 氏名
地方公務員法第 26 条の
6 第 7 項第何号の規定に

任期は何年何月何日まで
とする

(2) 任期
の更新
/ イ 事務局
教育機関
共通

職 氏名
((課 (室) 又は教育機関の名称) 勤務を命ずる)
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

ハ 県立
学校関係

(イ) 講師
等

職 氏名
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

(ロ) 事務
職員等

職 氏名
((徳島県立何学校) 勤
務を命ずる)
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

ニ 小中
学校関係

(イ) 助教
諭等

職 氏名
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

(ロ) 事務
職員等

職 氏名
((徳島県何郡 (市) 何
町 (村) 何学校) 勤務を
命ずる)
地方公務員法第 26 条の
6 第 8 項の規定に基づき
任期を何年何月何日まで
更新する

(3) 任期
満了に
よる退
職

/ イ 事務局/
教育機関/
共通

職 氏名
地方公務員法第 26 条の
6 第 7 項第 1 号の規定に

<p>40 公益 的法人 等派遣 (1) 派遣</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>よる<u>任期</u>の満了により本職（その職）を免ずる</p> <p>職 氏名 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき何年何月何日から何年何月何日まで（派遣先団体名）に派遣を命ずる</u></p> <p>(略)</p>	<p>⌘<u>県立学校/ニ小中学校}</u></p> <p>38 公益 的法人 等派遣 (1) 派遣</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>よる<u>任用の期間</u>の満了により本職（その職）を免ずる</p> <p>職 氏名 <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項</u> の規定に基づき何年何月何日から何年何月何日まで（派遣先団体名）に派遣を命ずる</p> <p>(略)</p>
<p>41 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> (1) 再任用 イ 事務局関係 (i) 役付職員</p> <p>(ii) 一般職員</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第22条の4第1項</u> <u>の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する</u> 1週間当たり何時間何分勤務とする <u>（課等の名称、役職名）に補する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏名 <u>地方公務員法第22条の4第1項</u> <u>の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する</u> 1週間当たり何時間何分</p>	<p>39 <u>再任用</u> _____</p> <p>(1) 再任用 イ 事務局関係 (i) 役付職員</p> <p>(ii) 一般職員</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5第1項）の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務（技術）職員</u>に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>（課（室）役職名）に補する</u> 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏名 <u>地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5第1項）の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務（技術）職員</u>に任命する 1週間当たり何時間何分</p> <p>勤務形態が常時勤務の場合は、1週間当たりの勤務時間を記載しないものとする。 （以下この項において同じ。）</p>

<p>(削除)</p>	<p>勤務とする <u>(職名) に補する</u> <u>(課等の名称) 勤務を命ずる</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> 任期は何年何月何日までとする <u>(削除)</u></p>		<p>(n) その <u>他の職員</u></p>	<p>勤務とする <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>主事に補する</u> <u>何課 (室) 勤務を命ずる</u> 任期は何年何月何日までとする 氏名 <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項 (第 28 条の 5 第 1 項) の規定に基づき</u> <u>徳島県教育委員会事務局 技師 (運転) (技師 (業務)) を命ずる</u> <u>1 週間当たり何時間何分</u> <u>勤務とする</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>何課 (室) 勤務を命ずる</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	
<p>□ 教育 機関関係 (i) 役付 職員</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項</u> <u>の規定に基づき</u> <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に任命する</u> 1 週間当たり何時間何分勤務とする <u>(教育機関の名称, 役職名) に補する</u> <u>何職給料表何級に決定する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>		<p>(i) 役付 職員</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項 (第 28 条の 5 第 1 項) の規定に基づき</u> <u>(教育機関の種類 (名称)) 事務 (技術・専門) 職員に任命する</u> 1 週間当たり何時間何分勤務とする <u>何職給料表何級に決定する</u> <u>(教育機関の名称・役職) に補する</u> 任期は何年何月何日までとする</p>	
<p>(a) 一般 職員</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項</u> <u>の規定に基づき</u> <u>(教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に任命する</u> 1 週間当たり何時間何分勤務とする <u>(職名) に補する</u></p>		<p>(a) 一般 職員</p>	<p>氏名 <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項 (第 28 条の 5 第 1 項) の規定に基づき</u> <u>(教育機関の種類 (名称)) 事務 (技術・専門) 職員に任命する</u> 1 週間当たり何時間何分勤務とする <u>何職給料表何級に決定す</u></p>	

	<p>(教育機関の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>(削除)</p> <p>ハ 県立学校関係 (イ) 教諭等</p> <p>氏名 地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県公立学校教員に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭(養護教諭, 栄養教諭)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>(ロ) 寄宿舎指導員等</p> <p>氏名 地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員(実習助手)を命ずる 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>る 主事(司書, 学芸員)に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする</p> <p>(ウ) その他の職員</p> <p>氏名 地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項)の規定に基づき(教育機関の種類(名称)) 技師(運転)(技師(業務))を命ずる 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>ハ 県立学校関係 (イ) 教諭等</p> <p>氏名 地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項)の規定に基づき徳島県公立学校職員に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 徳島県立何学校教諭(養護教諭)に補する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>(新設)</p> <p>氏名 地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項)の規定に基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員(実習助手)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
--	---	--	--

(a) 事務
職員

とする
氏名
地方公務員法第22条の
4第1項
の規定に基づき
徳島県公立学校事務職員
(技術職員)に任命する
1週間当たり何時間何分
勤務とする
徳島県立何学校(役職名
)に補する
何職給料表何級に決定す
る
任期は何年何月何日まで
とする

氏名
地方公務員法第22条の
4第1項の規定に基づき
徳島県公立学校事務職員
(技術職員)に任命する
1週間当たり何時間何分
勤務とする
(職名)に補する
徳島県立何学校勤務を命
ずる
何職給料表何級に決定す
る
任期は何年何月何日まで
とする

(c) 技能
労務職
員

氏名
地方公務員法第22条の
4第1項
の規定に基づき
徳島県立何学校(職名)

を命
ずる
1週間当たり何時間何分
勤務とする
何職給料表何級に決定す
る
任期は何年何月何日まで
とする

ニ 小・
中学校
関係

(b) 事務
職員

任期は何年何月何日まで
とする
氏名
地方公務員法第28条の
4第1項(第28条の5
第1項)の規定に基づき
徳島県公立学校事務(技
術)職員に任命する
1週間当たり何時間何分
勤務とする
何職給料表何級に決定す
る
主事、司書に補する
徳島県立何学校勤務を命
ずる
任期は何年何月何日まで
とする

(d) その
他の職
員

氏名
地方公務員法第28条の
4第1項(第28条の5
第1項)の規定に基づき
徳島県立何学校技師(介
助)(技師(実習))(
技師(業務))(技師(
調理))(技師(炊事
) (技師(運転))を命
ずる
1週間当たり何時間何分
勤務とする
何職給料表何級に決定す
る
任期は何年何月何日まで
とする

ニ 小中
学校
関係

(i) 教諭等 氏名

地方公務員法第22条の4第1項

_____の規定に基づき
徳島県何市（何郡何町（村））公立学校教諭に任命する

1週間当たり何時間何分勤務とする

徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する

何職給料表何級に決定する

任期は何年何月何日までとする

(ii) 事務職員等 氏名

地方公務員法第22条の4第1項

_____の規定に基づき
徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する

1週間当たり何時間何分勤務とする

徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する

何職給料表何級に決定する

任期は何年何月何日までとする

(削除)

(削除)

(3) 任期満了による退職

職 氏名
地方公務員法第22条の4第3項

_____の規定による任

(i) 教諭 氏名

地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5

第1項）の規定に基づき
徳島県何郡（市）何町（村）何学校教諭_____に任命する

1週間当たり何時間何分勤務とする

何職給料表何級に決定する

徳島県何郡（市）何町（村）何学校教諭に補する

任期は何年何月何日までとする

(ii) 事務職員 氏名

地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5

第1項）の規定に基づき
徳島県何郡（市）何町（村）公立学校事務（栄養）職員_____に任命する

1週間当たり何時間何分勤務とする

何職給料表何級に決定する

主任に補する

徳島県立何郡（市）何町（村）何学校勤務を命ずる

任期は何年何月何日までとする

(2) 任期の更新

/ 事務局 / 教育機関 /

県立学校 / 小中学校 /

共通

(3) _____

退職

/ 事務局 / 教育機関 /

県立学

職 氏名
（1週間当たり何時間何分勤務とする）

再任用の期間を何年何月何日まで更新する

職 氏名
地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5第1項）の規定による再

<u>42</u> 大学 院修学 休業	<u>期の満了</u> により本 職（その職）を免ずる	<u>校/ニ小</u> <u>中学校</u> <u>共通</u>	<u>任用の任期満了</u> により本 職（その職）を免ずる
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>40</u> 大学 院修学 休業	(略)
		<u>41</u> <u>その</u> <u>他</u>	<u>(略)</u>